

2026年6月25日

各 位

会 社 名 京セラ株式会社
代表者名 代表取締役社長 執行役員社長
最高経営責任者
作島 史朗
(コード 6971 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 執行役員常務
最高財務責任者
経営企画室担当 兼 コーポレート担当
千田 浩章
TEL. 075-604-3500

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

京セラ株式会社（以下、当社）は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、本自己株式処分）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 割当日又は払込期日	2026年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 61,857株
(3) 処分価額	1株につき 3,517.0円（注1）
(4) 処分総額	217,551,069円（注2）
(5) 割当予定先	取締役（※）及び執行役員の合計31名 61,857株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

（注1） 本自己株式処分は、取締役に対しては取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式を処分する方法により行い、執行役員に対しては当社から支給する金銭報酬債権を現物出資させて当社の普通株式を処分する方法により行います。前者の処分価額は本自己株式処分に係る当社普通株式の公正な評価額、後者の処分価額は会社法上の払込金額であり、いずれも2026年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,517.0円です。

（注2） 処分総額は、本自己株式処分に係る当社普通株式の公正な評価額の総額及び会社法上の払込金額の総額の合計額です。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年より、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当社は、本日開催の第72期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、従前の譲渡制限付株式報酬制度と同様の目的で、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じ。）を対象として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度）を導入することとし、①本制度に基づき、取締役に対して、取締役の報酬等として譲渡制限付株式を付与し又は譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給すること、②本制度に基づき譲渡制限付株式を付与するための報酬の総額は、金銭報酬枠とは別枠で、年額1億円以内、かつ親会社の所有者に帰属する当期利益の0.1%に相当する金額を上限とすること、③本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年100,000株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、当社は、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の制度を導入しています。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員の合計31名（以下、対象役員）に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社の普通株式61,857株を処分することを決議いたしました。なお、執行役員に対しては、本自己株式処分の現物出資財産として、金銭報酬債権合計117,552,208円を支給いたします。本自己株式処分による希薄化率は0.00%と軽微であり、本制度の目的等に照らして合理的であると考えております。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

なお、重大な会計上の誤り等により譲渡制限期間中の当社の決算の事後的な修正が発生した場合又は対象役員において法令や社内規程の重大な違反があったことが判明した場合には、譲渡制限付株式の返還を請求することができる旨のクローバックを適用するものといたします。

（1）譲渡制限期間

対象役員は、2026年7月24日（割当日又は払込期日）から当社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの間、割り当てられた当社の普通株式（以下、本割当株式）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が、譲渡制限期間の開始日以降、取締役については最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで、執行役員については2027年3月31日まで（以下、両期間を総称して、役務提供期間）、それぞれ継続して、当社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が役務提供期間中において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は執行役員のいずれも退任した場合、当該退任日の翌日において、退任までの期間に応じて合理的に調整した数の本割当株式につき譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、取締役については2026年7月、執行役員については2026年4月から当該承認の日（以下、組織再編等承認日）を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、組織再編等承認日において対象役員が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。なお、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分のうち、執行役員を割当予定先とする分は、執行役員に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その1株当たりの払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,517.0円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、執行役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上